

受領委任の取扱いの理解のために

(柔道整復師)

令和3年度

厚生労働省近畿厚生局

目次

I	わが国の医療保険制度	
1	わが国の医療保険制度	1
2	国民医療費の推移	2
II	受領委任制度の概要	
1	療養費制度	3
2	受領委任制度	3
3	受領委任の取扱規程（協定書）	4
4	柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件	8
5	柔道整復療養費の支給対象	10
6	施術録の記載・整備事項	11
7	療養費支給申請書の作成	12
III	療養費請求に関する留意事項	
1	初検料	13
2	初検時相談支援料	13
3	時間外加算・深夜加算	14
4	休日加算	15
5	往療料	15
6	再検料	16
7	骨折の部・不全骨折の部（その他の施術料）	17
8	脱臼の部（その他の施術料）	17
9	打撲・捻挫の部（その他の施術料）	18
10	近接部位の算定方法（その他の事項）	18
11	罨法料（その他の事項）	19
12	施術部位が3部位以上の場合の算定方法（その他の事項）	20
13	長期施術の場合の算定方法（その他の事項）	20
14	金属副子等加算（その他の事項）	21
15	柔道整復運動後療料（その他の事項）	21
16	施術情報提供料（その他の事項）	22
IV	指導監査について	
1	指導監査の概要	23
2	指導	23
3	監査	24
4	適正な取扱いのために	25
5	近畿厚生局管内の中止等状況	26
V	参考	
	・ 近畿厚生局ホームページの活用	27

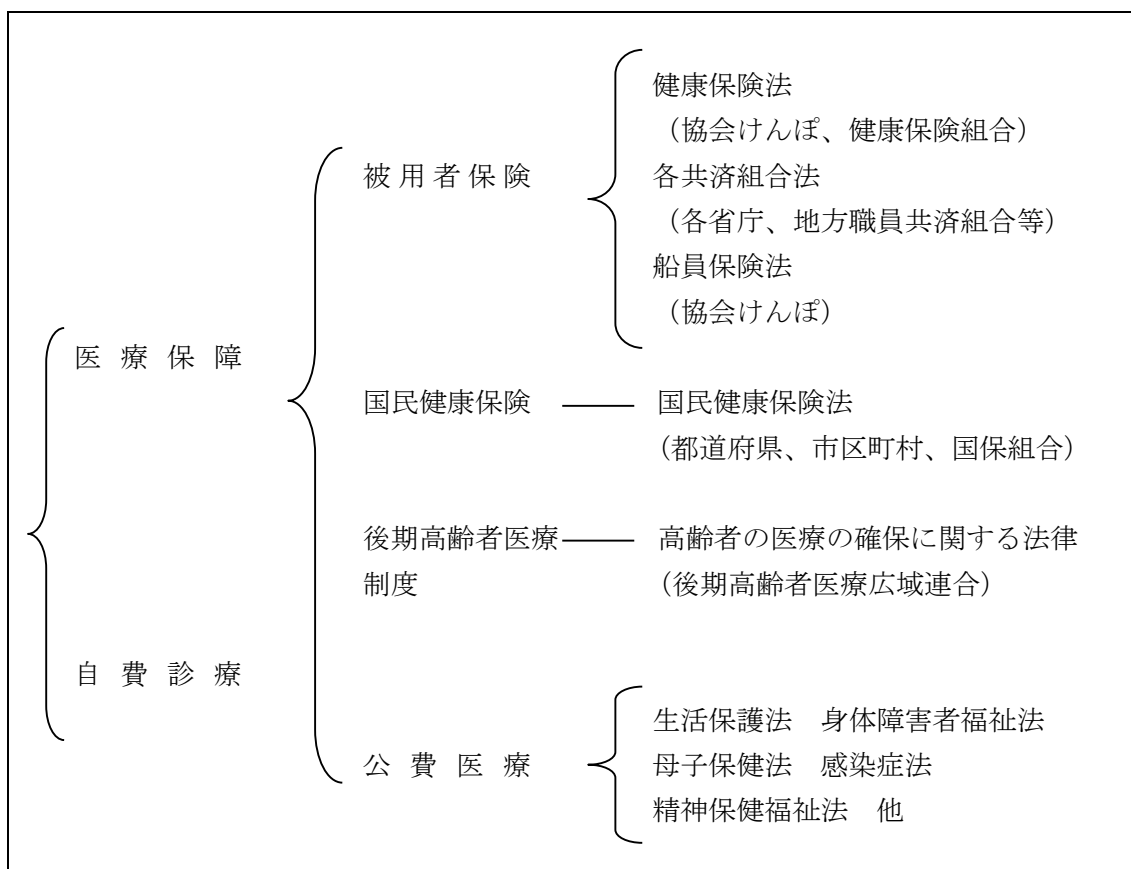
I わが国の医療保険制度

1 わが国の医療保険制度

(1) 医療保険制度の種類

わが国の医療保険は、サラリーマン等の被用者を対象とした被用者保険制度(健康保険(健保)、共済保険(共済)、船員保険(船保)等)と、自営業者等を対象とした国民健康保険制度とに大きく二分される。

高齢者については、後期高齢者医療制度が適用となる。



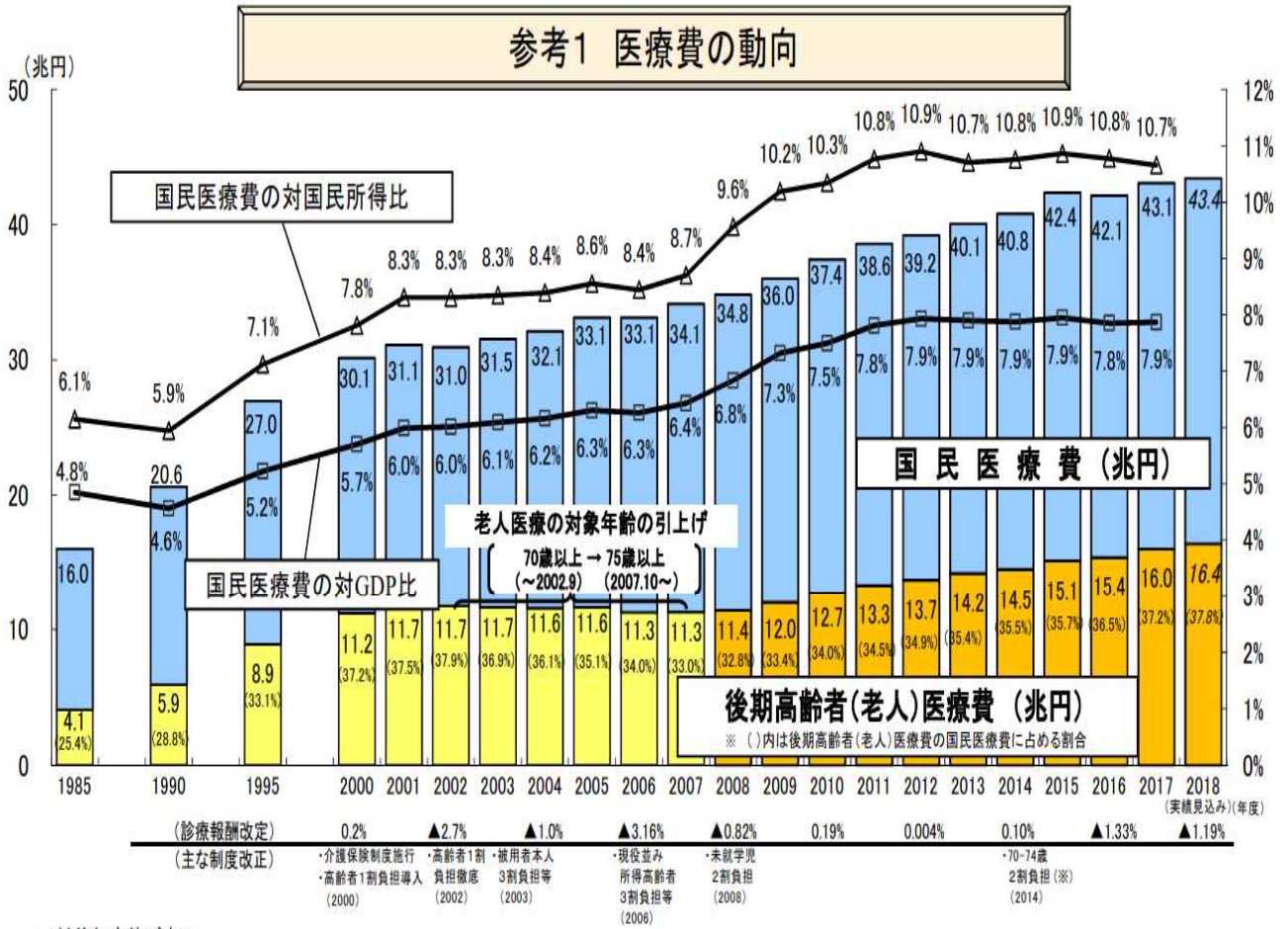
(2) 医療保険制度の特徴

わが国の保険医療制度の特徴は、「国民皆保険制度」、「現物給付制度」、「フリーアクセス」の3点に集約される。

国民皆保険制度	…	すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。
現物給付制度	…	医療行為(現物)が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。
フリーアクセス	…	自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

2 国民医療費の推移

わが国の国民医療費、国民1人あたりの医療費は年々増加傾向にある。



<対前年度伸び率>

	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.4
国民所得	7.2	8.1	2.7	2.4	▲3.0	▲0.4	1.4	1.3	1.2	1.3	▲0.0	▲7.2	▲2.9	2.4	▲1.0	0.4	4.0	1.4	2.8	0.3	3.3	-
GDP	7.2	8.6	2.7	1.2	▲1.8	▲0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.4	▲4.0	▲3.4	1.5	▲1.1	0.1	2.6	2.2	2.8	0.7	2.0	-

II 受領委任制度の概要

1 療養費制度

(1) 療養費とは

健康保険法の規定により、「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」（健康保険法第 87 条）とされている。

〔具体例〕

- ・ 海外渡航中などで、保険医療機関等がないか、又は利用できないとき
- ・ 治療用装具、生血代
- ・ 柔道整復師による施術
- ・ あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・ 移送費、その他

(2) 「療養の給付」との相違点

① 療養の給付（現物給付）

- ・ 被保険者が保険医療機関に対し被保険者証を提示し、一部負担金を支払うことで医療を受けることができるもの

② 療養費（現金給付）

- ・ 被保険者が受けた医療に対して支払った負担について、保険者に申請することにより、保険診療の範囲内で受けることができるもの（償還払いが原則）

2 受領委任制度

(1) 療養費の受領委任

柔道整復施術療養費については、被保険者保護の観点から、受領委任の取扱いを行うことにより、実質的に療養の給付と同様の取扱いが行われている。

① 柔道整復施術療養費（受領委任）

- ・ 被保険者が、被保険者証を提示することにより、一部負担金相当額を支払うことで、施術を受けることができる。なお、療養費は、保険者から柔道整復師に支払われる。

② その他の療養費（原則）

- ・ （上記 1（2）参照）

(2) 受領委任の取扱いが認められる者

受領委任の取扱い規程（協定書）に定める事項を遵守することを確約した施術管理者である柔道整復師のみが、受領委任の取扱いによる療養費を請求することができる。

3 受領委任の取扱規程（協定書）

- 受領委任の取扱いは、保険者から委任を受けた近畿厚生局長及び府県知事と柔道整復師との間で締結された受領委任契約（社団会員の場合は社団会長との間で締結された協定）に基づき行われる。
- 受領委任の取扱規程（協定書）に定める事項が遵守されなかった場合等は、受領委任の取扱いは中止される。
契約である以上「知らなかった」「勉強不足」は許されない。
- 施術に要する費用については、
 - ・ 厚生労働省保険局長が定めた「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」によって算定した額から、各法に定められた一部負担金に相当する額を差し引いた額を保険者に請求する。
 - ・ 患者から各法に定められた一部負担金に相当する額の支払いを受け、これを減免又は超過して徴収してはならない。
- 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、**保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳がわかる領収証を無償**で交付しなければならない。
また、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、**一部負担金の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載された明細書**を交付しなければならない（具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。）
- 施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示しなければならない。
- 健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならない。
- 施術所の開設者も、施術管理者等の柔道整復師と同等の責任を負う。

(1) 受領委任の取扱規程（協定書）

受領委任の取扱規程（協定書）は、柔道整復師が遵守すべき事項であり、これに違反した場合は、受領委任の取扱いを中止することとなる。確約及び承諾（登録）、保険施術の取扱い、療養費の請求、指導・監査などに関し、全9章で構成されている。

(2) 受領委任の施術所及び施術管理者

① 施術所の制限

受領委任の取扱いは、承諾（登録）された施術所においてのみ認められる。

② 施術管理者

施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者とし、一人置くこと。

ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

(3) 確約、受領委任の申し出（届け出）、承諾（登録）

① 確約

受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、受領委任の取扱規程（協定書）に定める事項を遵守することについて、近畿厚生局長と府県知事に確約しなければならない。

※ 複数管理の原則禁止

施術管理者は、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められない。

② 受領委任の申し出（届け出）

確約を行った柔道整復師は、勤務する柔道整復師から、受領委任の取扱規程（協定書）で定められた保険施術の取扱いを遵守し、指導監査の適用を受けることなどについて同意を受けたうえで、近畿厚生局長と府県知事に申し出る（届け出る）。

③ 反社会的勢力の排除

受領委任の申し出（届け出）に当たっては、柔道整復師は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、誓約書により、近畿厚生局長と都道府県知事に申し出る（届け出る）。

ア 施術管理者又は開設者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者

キ 施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者

コ 施術管理者又は開設者が、その他カからケの各号に準ずる行為を行う者

④ 受領委任の承諾（登録）

近畿厚生局長と府県知事は、申し出（届け出）があった場合、受領委任の取扱規程（協定書）に定める次の欠格事由に該当する場合を除き、受領委任の承諾（登録）を行い、受領委任の取扱いを認める。

なお、開設者も承諾（登録）のための要件を満たさなければならない。

（欠格事由）

ア 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

イ 当該申し出（届け出）を行った柔道整復師が勤務しようとする施術所の開設者がこれ

- まで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則として5年を経過しないとき。
- ウ 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
- エ 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
- オ 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
- カ 施術管理者又は開設者が第8章42の指導を重ねて受けたとき。
- キ 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ク 施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ケ 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- コ 受領委任の取扱いの中止を逃れるために承諾（登録）を辞退して、その後しばらくして受領委任の取扱いについて申し出（届け出）をしてきたとき。
- サ 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再申し出（届け出）時を迎えたとき。
- シ その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

（4）勤務する柔道整復師の施術

近畿厚生局長と府県知事に承諾（登録）された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができる。その場合、当該施術に係る療養費の請求は施術管理者である柔道整復師が行う。

（5）申出（届出）事項の変更等

柔道整復師は、受領委任の申し出（届け出）されている事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、速やかに近畿厚生局長に届け出なければならない。ただし、施術所の住所が変更となった場合には、改めて受領委任の確約、申し出（届け出）及び誓約の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、誓約の手続きを行うこと。

なお、申し出（届け出）が遅れた場合、受領委任の取扱いが行えず、償還払いとせざるを得ない場合もあるので注意すること。

（例）申出（届出）事項の変更が必要となる場合

- ・ 電話番号が変更となった場合
- ・ 施術所名称が変更となった場合
- ・ 新たに柔道整復師を雇う（勤務する）場合
- ・ 雇っている（勤務している）柔道整復師が退職する場合
- ・ 受領委任の取扱いを辞退する場合 等

（6）施術の担当方針

- ① 柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に施術を行わなければならない。また、

施術は、患者の療養上妥当適切なものとしなければならない。

- ② 施術にあたっては、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針による。
- ・ 施術にあたっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること
また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること
 - ・ 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないように努めること
 - ・ 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りではないこと
 - ・ 関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること
- ③ 健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならない。
- (例) 経済上の利益の提供にあたるもの
- ・ 温泉旅行のプレゼント
 - ・ 商品の配布 等
- ④ 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品（いわゆる紹介料）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

(7) 柔道整復師の氏名の掲示

施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

(8) 施術所の開設者の責任

施術所の開設者は、受領委任を取扱う施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び療養費の申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負う。

4 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件

- 平成30年4月以降、柔道整復療養費の受領委任を取扱う「施術管理者」の申し出（届け出）の際は、実務経験と研修の受講が要件となった。
- 実務経験とは、受領委任の取扱いを行うとして登録された施術所における、柔道整復師として実務に従事した経験のことである。
- 研修とは、通知に基づき登録を受けた研修実施機関が行う施術管理者研修のことである。

（1）施術管理者の要件としての実務経験

① 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間

施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たさなければならない。

ア 柔道整復師の資格取得後の期間であること。

イ 登録施術所の雇用契約期間であること。

ウ 受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、3年であること。

エ ウの期間は、③による実務経験期間証明書の「従事期間」欄を通算した期間とすること。

なお、柔道整復師実務経験の期間については、原則3年であるが、令和3年度までは1年以上とし、令和4年度及び令和5年度は2年以上、令和6年度以降は3年以上とする。

また、令和4年度以降については病院又は診療所（保険医療機関に限る）で従事した期間についても柔道整復師実務経験の期間に算入できる。（令和4年度及び令和5年度は1年まで、令和6年度以降は2年まで）

② 柔道整復師実務経験の期間の証明方法

柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、次の事項の全てを満たすこと。

ア 柔道整復師実務経験の期間の証明は、実務経験期間証明書により取扱う。

イ 実務経験期間証明書は、柔道整復師が実務に従事した登録施術所の管理者（開設者又は施術管理者）による証明とすること。

③ 登録施術所の管理者における柔道整復師実務経験の期間の証明

ア 登録施術所の管理者は、実務経験期間の証明を求められた場合、当該柔道整復師にかかる雇用契約期間を確認したうえで、実務経験期間証明書の必要欄を記入、押印した後、手交すること。

イ 登録施術所の管理者は、当該施術所に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。

④ 登録施術所の管理者に対する改善

近畿厚生局長は、登録施術所の管理者が③の規定に違反していると認めるときは、受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録施術所の管理者に対し、柔道整復師実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登

録施術所の管理者はこれに応じること。

なお、登録施術所の管理者における虚偽証明の事実が認められたときは、受領委任の取扱いの中止とする。

(2) 施術管理者の要件としての研修受講

① 施術管理者の要件としての研修修了の証明

「研修の課程を修了した者」の証明は、登録研修機関が交付する研修修了証によるものとする。

なお、受領委任の申し出（届け出）に添付する研修修了証は、研修修了年月日から5年間の有効期間を経過していないものでなければならない。

② 受領委任を取扱う施術管理者の申し出（届け出）

受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行う者は、柔道整復師免許証等の必要書類とともに、実務経験期間証明書の写し及び研修修了証の写しを添付し、近畿厚生局長と府県知事へ申し出（届け出）する。

ただし、次の事項を事由とした受領委任の申し出（届け出）において、申し出（届け出）の以前から、引き続き施術管理者となる場合は、実務経験期間証明書の写し及び研修修了証の写しの添付は不要とする。

ア 施術所の所在地の変更の場合

イ 協定から契約への変更又は契約から協定への変更の場合

(3) その他

受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について、以下の事項にも留意すること。

- ・ 柔道整復師は、自らの責任のもと、実務経験期間証明書及び研修修了証の原本を保管すること。
- ・ 受領委任の登録又は承諾を受けた施術管理者は、自らの責任のもと、登録又は承諾に係る通知を管理すること。

5 柔道整復療養費の支給対象

- 支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫に限られる。
 - ※ 外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織の損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの
 - ※ 単なる「肩こり」、「筋肉疲労」、「腰痛」など疲労性・慢性的な疾患、内科的原因による疾患については、支給対象外
- 脱臼又は骨折 ⇒ 原則として、施術に対する担当医師の同意が必要
- 打撲又は捻挫 ⇒ 施術に対する医師の同意は不要
- 当然ではあるが、施術を行う者は、「柔道整復師」である必要がある。

(1) マッサージ等のみの施術

柔道整復の治療を完了して、単なるあんま・指圧・マッサージのみの施術が必要な患者については、当然に支給対象とならない。

なお、柔道整復師の免許では、あんま・指圧・マッサージの施術を行うことはできない。

(2) 施術料に含まれる範囲

施術料には、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等が含まれる。

なお、患者の希望により、後療で新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とはならない。

(3) 無資格者による施術

療養費の支給対象となる施術は、柔道整復師法に適合するものでなければならないが、無資格者による施術は、柔道整復師法第15条において禁止されている違法行為である。よって、学生等の無資格者が施術を行った場合は、当然に療養費が支給されない。(なお、同法に罰則規定あり)

6 施術録の記載・整備事項

- 療養費請求の根拠は、施術録にある。
- 柔道整復師（勤務柔整師を含む）が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を施術録に遅滞なく記載しなければならない。
- 柔道整復師は、必要な事項を記載した施術録について、施術が完結した日から5年間保存しなければならない。
- 施術録の保管義務は、開設者にも課せられる。
- 保険以外の施術録とは区別して整理しなければならない。
- 内科的な原因の疾患は支給対象とならないことから、いつ、どこで、どうして負傷したのか、負傷原因を施術録に記載しなければならない。

（1）施術録の作成

療養費の支給対象となる柔道整復師の施術については、必要な記載事項を網羅した施術録を患者ごとに作成しておかなければならない。

なお、同一の患者については、初検毎又は負傷部位毎に同じ施術録に記載し、別葉としてはならない。

（記載すべき項目）

- ・ 受給資格の確認
 - 保険等の種類
 - 被保険者証等の内容
 - 公費負担の内容
 - 施術を受ける者の情報
 - 一部負担金の割合
 - ・ 負傷年月日、時間、原因等
 - いつ、どこで、どうして
 - ・ 負傷の状況、程度、症状等
 - ・ 負傷名
 - ・ 初検年月日、施術終了年月日
 - ・ 転帰欄には治癒、中止、転医の別を記載すること
 - ・ 施術回数
 - ・ 同意した医師の氏名と同意日
 - ・ 施術の内容、経過等
 - ・ 施術明細
 - 施術後その都度、必要事項及び金額を記入
 - ・ 施術料金請求等
 - 請求年月日、請求期間、請求金額、領収年月日
 - ・ 傷病手当金請求等
- ・ 被保険者証から転記するほか、必要な事柄は患者から直接聞いて記載すること
- ・ 月初めに適宜、保険証を確認するなど必要な措置を講ずること
- ・ 正しく聴取して必ず記載すること
- ・ 近接部位の場合は、その旨表示又は図示すること
- ・ 施術月日、施術内容、経過等を具体的に順序よく記載すること
- ・ 初検時相談支援の内容は、必要事項を記載すること

※ 詳細は、通知等で確認すること

(2) 施術録の整理保管等

① 施術録の保管

施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、遅滞なく必要事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保管しなければならない。

② 施術録の整理

施術録は、保険者等から施術内容について調査照会があった場合は直ちに答えられるよう常時整備しておかなければならない。

③ 施術録の提示

近畿厚生局長及び府県知事との契約（協定）又は関係通知等により、保険者等に施術録の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

④ 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について

近畿厚生局長及び府県知事との契約（協定）又は関係通知等により、保険者等又は柔整審査会から領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

7 療養費支給申請書の作成

○ 受取代理人の欄には、患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。

利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には柔道整復師が自筆により代理記入し患者からぼ印を受けること。

○ 「負傷原因」欄について、所定の項目のうち該当するものを記載すること。

また、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。

(1) 療養費支給申請書の様式

受領委任の取扱規程（協定書）の様式第5号を使用すること。なお、記入欄の位置関係は固定されているため、変更しないこと。

(2) 施術日の記載

施術日がわかるように申請書に記載すること。

(3) 医師の同意の記載

骨折及び脱臼については、申請書の「摘要」欄に医師の同意を得た旨を記載すること。

(4) 住所欄の記載

住所のほか郵便番号、電話番号の記入を求めること。

なお、郵便番号、電話番号の記入において、患者に記入を求めた結果、患者の理解が得られない場合は、これらの記入が無いまま申請書を提出することでやむを得ない。

※ 詳細は、通知等で確認すること

Ⅲ 療養費請求に関する留意事項

※ ここに掲げた内容は、概略であり、詳細は、通知等で確認すること。

1 初検料

○ 新たに発生した負傷について、初検料が算定できない場合があることに留意する。

(1) 初検料

初検料は、施術所における初検に対する基本的な費用について評価するものである。

(2) 初検料算定時の留意事項

- ① 患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施術を行った場合の初検料は算定できる。
- ② 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定する。
- ③ 同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合であっても、初検料は1回とする。
- ④ 患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するものであっても、当該施術は初検として取り扱う。
なお、この場合の1月の期間の計算は暦月による。すなわち、2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日等である。
- ⑤ 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できる。

2 初検時相談支援料

○ 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できる。

(1) 初検時相談支援料

初検時相談支援料は、患者に対する日常生活等で留意すべき事項を指導することについて評価したものであり、平成20年6月の料金改定で設けられたものである。

(2) 初検時相談支援料算定時の留意事項

- ① 具体的な説明内容は次のとおり。
 - ア 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限等）
 - イ 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）
 - ウ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等）
 - エ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援
なお、ア及びイについては、施術録に簡潔に記載するとともに、ウについては説明した旨を記載すること。
- ② 同月内においては、1回のみ算定できること。また、患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認めるべき徴候がない場合に、初検料のみ算定した場合には初検時相談支援料を算定できない。

3 時間外加算・深夜加算

- 時間外または深夜に施術を行っても、加算が算定できない場合があることに留意する。
- 施術所は、施術時間をわかりやすい場所に表示しなければならない。

(1) 時間外加算・深夜加算

時間外加算・深夜加算は、実態上施術応需の体制をとっておらず、やむを得ない事情による施術を行わなければならない場合を評価するものである。

そのため、これらの加算を算定する場合は、当該施術所の表示する施術時間外である必要がある。

(2) 時間外加算・深夜加算算定時の留意事項

- ① 休日加算と時間外加算又は深夜加算との重複算定は認められない。
- ② 時間外加算又は深夜加算は、初検が時間外又は深夜に開始された場合に認められるものであるが、施術所においてやむを得ない事情以外の都合により時間外又は深夜に施術が開始された場合は算定できない。
- ③ 時間外として取り扱う標準とは、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休術日とする施術所における当該休術日とすること。
- ④ 施術時間外でも実態上施術応需の体制をとっているならば、時間外加算は認められない。
- ⑤ 深夜加算は、深夜時間帯（原則午後10時から午前6時までの間）を施術時間としていない施術所において、緊急やむを得ない理由により受療した患者について算定する。
したがって、常態として又は臨時に当該深夜時間帯を施術時間としている施術所に受療した患者の場合は該当しない。

4 休日加算

- 休日に施術を行っても、加算が算定できない場合があることに留意する。

(1) 休日加算

休日加算は、実態上施術応需の体制をとっていない休日において、やむを得ない事情による施術を行わなければならない場合を評価するものである。

そのため、これらの加算を算定する場合は、日曜日、国民の祝日又は年末年始であって、かつ当該施術所の標榜する施術時間外である必要がある。

(2) 休日加算算定時の留意事項

- ① 休日加算の算定の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日である。
なお、12月29日から1月3日まで（ただし1月1日を除く。）は、年末・年始における地域医療の確保という見地から休日として取扱って差し支えない。
- ② 休日加算は、当該休日を休術日とする施術所に、又は当該休日を施術日としている施術所の施術時間以外の時間に、緊急やむを得ない理由により受療した患者の場合に算定できる。
したがって、当該休日を常態として又は臨時に施術日としている施術所の施術時間内に受療した患者の場合は該当しない。
- ③ 施術所の表示する休日に往療した場合は、往療料に対する休日加算は算定できない。

5 往療料

- 往療料を算定できる患者は限定される。単に患者の希望のみや、施術者側で定期的若しくは計画的に患家に赴き施術を行った場合には算定できない。
- 往療の必要がない患者に対して行った施術は、施術自体が保険給付の対象とならない。
(例 公民館に患者を集めて施術 ⇒ 算定不可)

(1) 往療料

保険施術は施術所で行うことが原則であるが、施術が必要である患者が施術所において施術することができないやむを得ない事情がある場合に往療を行ったことを評価するものである。

(2) 往療料算定時の留意事項

- ① 往療は、往療の必要がある場合に限り行う。
- ② 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。
- ③ 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合は、施術所を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。ただし、先順位の患家から次順位の患家へ行く途中で、施術所を経由する場合は、その施術所からの距離で計算する。（最短距離となるよう計算すること）
- ④ 往療の距離は施術所の所在地と患家の直線距離によって算定する。
- ⑤ 片道 16 k m を超える往療については、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16 k m を超える往療をした場合の往療料は、全額患者負担となる。
- ⑥ 同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できない。
ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではない。
- ⑦ 夜間加算については、後療往療の場合は算定できない。
- ⑧ 往療に要した交通費は、実費を患家の負担とする。

6 再検料

- 再検料は、2回目以降の後療では算定できない。

(1) 再検料

再検料は、整備、施療等の施術後、後療を行う必要があるかどうかを判断することを評価したものであり、初検の日後最初の後療の日のみ算定できるものとしている。

(2) 再検料算定時の留意事項

再検料は、初検料を算定する初検の日後最初の後療の日のみ算定できるものであり、2回目以降の後療においては算定できない。

7 骨折の部・不全骨折の部（その他の施術料）

- 肋骨骨折における施術料金は、肋骨一本単位で算定するのではなく、肋骨の左側・右側をそれぞれ一部位として算定するなど、それぞれの骨折の部位・状態によって算定できる単位が決まっているので留意する。
- 骨折の部位・状態によって、必ず医師の診察を受けさせる必要がある場合があることに留意する。

（1）骨折・不全骨折の部の留意事項

- ① 肋骨骨折における施術料金は、左右側それぞれを1部位として算定する。
- ② 指・趾骨の骨折における施術料は、骨折の存する指・趾1指（趾）を単位として算定し、指・趾骨の不全骨折における施術料は、1手又は1足を単位として算定する。
- ③ 関節近接部位の骨折又は不全骨折の場合、同時に生じた当該関節の捻挫に対する施術料は骨折又は不全骨折に対する施術料に含まれており、別に算定できない。
- ④ 膝蓋骨骨折の後療については、特に医師から依頼があった場合に限り算定できる。この場合の料金は初検料と骨折の後療料等により算定することとし、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記する。
- ⑤ 頭蓋骨骨折又は不全骨折、脊椎骨折又は不全骨折、胸骨骨折その他の単純でない骨折又は不全骨折については原則として算定できないが、特に医師から後療を依頼された場合に限り算定できる。その場合は、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記する。
- ⑥ 肋骨骨折にて喀血し、又は皮下気泡を触知する場合、負傷により特に神経障害を伴う場合、観血手術を必要とする場合、臓器出血を認め又はその疑いがある場合には、必ず医師の診察を受けさせるようにする。

8 脱臼の部（その他の施術料）

- 部位によって、算定できる単位が決まっていることに留意する。
- 算定対象とならない脱臼があることに留意する。

（1）脱臼の部の留意事項

- ① 指・趾関節脱臼における施術料金は、脱臼の存する指・趾1指（趾）を単位として算定する。
- ② 先天性股関節脱臼等の疾病は、支給対象とならない。
- ③ 顎関節脱臼は左右各1部位として算定して差し支えないが、同時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術料金は、脱臼に対する施術料に含まれており、別に算定できない。

9 打撲・捻挫の部（その他の施術料）

- 打撲・捻挫の施術が初検の日から3か月を超える場合は、長期施術継続理由書を提出しなければならないことに留意する。
- 打撲・捻挫においても、部位によって算定できる単位が決まっていることに留意する。

（1）打撲・捻挫の部の留意事項

- ① 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした「長期施術継続理由書」を支給申請書に添付する。
- ② 打撲・捻挫の施術が3月を超えて継続する場合で、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載する。
- ③ 指・趾の打撲・捻挫における施術料は、1手又は1足を単位として算定する。
- ④ 打撲の部においては、顔面部、胸部、背部（肩部を含む。）及び殿部は左右合わせて1部位として算定する。
- ⑤ 肩甲部打撲は、背部打撲として取扱う。なお、肩甲部打撲の名称を使用しても差し支えないが、肩甲部及び背部の2部位として取扱うものではない。
- ⑥ 筋又は腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、打撲の部の所定料金により算定して差し支えないこと。
 - ・ 支給の対象は、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれ）であって柔道整復師の業務の範囲内のものとする。
 - ・ なお、打撲及び捻挫と区分する必要があることから、支給申請書に記載する負傷名は挫傷として差し支えない。
 - ・ 算定部位は次のものに限られる。
 - 1) 胸部挫傷 2) 背部挫傷 3) 上腕部挫傷 4) 前腕部挫傷 5) 大腿部挫傷 6) 下腿部挫傷
 - ・ 胸部及び背部は、左右合わせて1部位として、算定する。

10 近接部位の算定方法（その他の事項）

- 近接部位の算定方法は、それぞれの部位によって細かく定められている。
- 通知に、算定できる例及び算定できない例が示されている。

（1）近接部位の算定方法の留意事項

- ① 頸部、腰部又は肩関節のうちいずれか2部位の捻挫と同時に生じた背部打撲（肩部を含む。）又は挫傷に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。
- ② 左右の肩関節捻挫と同時に生じた頸部捻挫又は背部打撲に対する施術料は、左右の肩関節捻挫に対する所定料金のみにより算定する。
- ③ 顎関節の捻挫は、捻挫の部の料金をもって左右各1部位として算定して差し支えないが、同

時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。

- ④ 指・趾骨の骨折又は脱臼と同時に生じた不全骨折、捻挫又は打撲に対する施術料は、骨折又は脱臼に対する所定料金のみにより算定する。
- ⑤ 関節近接部位の骨折の場合、同時に生じた当該骨折の部位に最も近い関節の捻挫に対する施術料は、骨折に対する所定料金のみにより算定する。

また、関節捻挫と同時に生じた当該関節近接部位の打撲と挫傷に対する施術料は、別にその所定料金を算定することなく、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。この場合の近接部位とは、次の場合を除き、当該捻挫の部位から上下2関節までの範囲のものである。

- ・ 手関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷（上部に限る。）
- ・ 肘関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷（下部に限る。）
- ・ 肘関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷（上部に限る。）
- ・ 肩関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷（下部に限る。）
- ・ 足関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷（上部に限る。）
- ・ 膝関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷（下部に限る。）
- ・ 膝関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷（上部に限る。）
- ・ 股関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷（下部に限る。）

※ 上部、下部とは、部位を概ね上部、幹部、下部に三等分した場合のものであること。

11 電療料（その他の事項）

- 初検時は、温電療料は算定できない場合があることに留意する。
- 電療料は、電気光線器具を使用した場合にのみ算定できるものであり、温電法を行えば自動的に電療料の算定が認められるものではない。
- 電療料に係る施術において電気光線器具を使用する場合は、柔道整復師の業務の範囲で行われ、かつ、低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に限られることに留意する。

（1）電療料の留意事項

- ① 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日は、温電療料等の加算は算定できない。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できない。
- ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えない。
- ② 温電法と併せて電気光線器具を使用した場合の電療料の加算は、柔道整復師の業務の範囲内において低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に算定できる。なお、電気光線器具の使用は、柔道整復業務の範囲内で行われるものに限られる。

12 施術部位が3部位以上の場合の算定方法（その他の事項）

- 後療料等の算定にあたっては、4部位目以降は3部位目の料金に含まれ、3部位目は、100分の60に相当する金額で算定する。
- 施術録と支給申請書の両方に、4部位目以降のものも含めすべての負傷名を記載する。

（1）施術部位が3部位以上の場合の算定方法の留意事項

- ① 多部位逡減は、骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てのもものが対象となる。
- ② 3部位目からの施術部位については、所定料金に逡減率を乗じた額を算定し、4部位目以降の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料については、3部位目までの料金に含まれる。
- ③ 逡減率に変更されるのは、他の部位が治癒したことによる場合のみであり、3部位以上の施術期間中、その日に2部位のみについて施術するような場合は、逡減率に変更されない。
- ④ 施術録には、4部位目以降の負傷名も含め記載すること。
- ⑤ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行う。

13 長期施術の場合の算定方法（その他の事項）

- 初検日を含む月（初検の日が月の16日以降の場合にあつては、翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折を除く）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金の100分の80に相当する額により算定する。
- 上記の所定料金には、3部位目として100分の60に相当する額により算定されたものも含まれる。（すなわち、この場合は、100分の48に相当する額により算定する）

（1）長期施術の場合の算定方法の留意事項

- ① 長期に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては当該月の翌月）から起算する。
- ② 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行う。

（2）3ヶ月を超えて頻度の高い施術を行う場合の留意事項

「9打撲・捻挫の部(その他の施術料)」 「（1）打撲・捻挫の部の留意事項」①②を参照。

14 金属副子等加算（その他の事項）

○ ギプスは固定材料の算定の対象とならない。

（１）金属副子等加算の留意事項

- ① 金属副子等加算の対象となるのは、使用した固定部品が金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という）である場合に限られる。
- ② 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に施療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、整復料、固定料又は後療料の加算として算定できる。
なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、２回まで後療料に加算ができる。この場合は金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。
- ③ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できる。
なお、交換は次のア～ウの場合であり、単なる交換の場合では算定できない。
ア 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合
イ 金属副子等が破損した場合
ウ 衛生管理上、交換が必要となった場合
また、交換が必要となった理由を施術録に記載する。
- ④ 金属副子等加算の所定金額には、金属副子等の費用及び包帯等の費用が含まれている。

15 柔道整復運動後療料（その他の事項）

○ 骨折、不全骨折又は脱臼に係る機能回復を目的とした患者のみが対象となる。

（１）柔道整復運動後療料の留意事項

- ① 柔道整復運動後療料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を１回 20 分程度実施した場合に、負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）5 回を限度として算定できる。
- ② 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できる。
- ③ 当該負傷の日が月の 16 日以降の場合には、当該月について算定できない。
- ④ 1 日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しない。
- ⑤ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められない。
- ⑥ 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。

- 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を受けた患者のみが対象となる。

（１）施術情報提供料の留意事項

- ① 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者が、柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関に受診した場合に、紹介状の年月日が初検日と同一日である場合に限り算定できる。
- ② 紹介に当たっては、柔道整復師は事前に紹介先の保険医療機関と調整の上、通知に定められた様式により「施術情報提供紹介書」を作成し、患者又は紹介先の保険医療機関に交付しなければならない。また、交付した文書の写しを施術録に添付しておくとともに、請求にあつては、支給申請書に同文書の写しを添付する。
- ③ 紹介先は、患者の利便性等も考慮して選定した、骨折等の診療に適切と認められる診療科（例整形外科）を標榜する保険医療機関とする。
- ④ レントゲン撮影のために保険医療機関に紹介した場合及びレントゲンの撮影を保険医療機関に依頼した場合については、算定できない。
- ⑤ 柔道整復師が骨折、不全骨折又は脱臼であると判断して応急施術を行い、保険医療機関に紹介した場合であっても、紹介先の保険医療機関において骨折等でないと診断された場合は、やむを得ない場合を除き、原則として算定できない。
- ⑥ 保険医療機関に紹介した患者について、一定期間の治療後に医師の指示により再度柔道整復師に後療を依頼された場合については、初検料は算定できない。なお、この場合、後療料等を算定できる。

IV 指導監査

1 指導・監査の概要

- 開設者、施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、近畿厚生局長と府県知事が指導又は監査を行う場合は、これに応じなければならない。
- 施術所の廃止後であっても、廃止後5年間は、近畿厚生局長と府県知事が、開設者、施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師に対して、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じなければならない。

(1) 療養費に関する指導監査について

受領委任の取扱規程（協定書）において、近畿厚生局長及び府県知事は必要に応じて開設者、施術管理者、勤務する柔道整復師に対して指導又は監査を実施することとされており、これらの者は、これに応じなければならないとされている。

なお、正当な理由がなく、これを拒んだ者は、受領委任の取扱規程（協定書）に定める事項を遵守しなかったとして受領委任の取扱いの中止事由となる。

(2) 指導監査要綱

近畿厚生局及び府県が実施する指導・監査の基本的事項は、「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」に定められている。

2 指導

- 正当な理由がなく、個別指導を拒否した場合は、監査対象となる。

① 集団指導

講習会の形式により実施する。

（対象）

- ・ 概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録又は承諾した柔道整復師
- ・ 受領委任の取扱規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師

② 個別指導

面接懇談方式により実施する。関係書類を検査したうえで、個々の事例に応じて必要な事項について指導する。

(対象)

- ・ 受領委任の規程等に違反しているものと認められる柔道整復師
- ・ 柔道整復療養費審査委員会、保険者及び患者等からの情報に基づき指導が必要と認められる柔道整復師
- ・ 個別指導の結果、経過観察の対象となり、改善が認められない柔道整復師又は改善状況の確認を要する柔道整復師

(2) 個別指導後の対応

- ・ 療養費の請求内容が妥当適切でないが、その程度が軽微である場合又は以後改善が期待できる場合

⇒ 経過観察

(なお、経過観察の結果、改善が認められない場合又は改善状況の確認を要する場合は、再指導を行う。)

- ・ 療養費の請求内容が著しく妥当適切でない場合

⇒ 監査

※ 近畿厚生局長と府県知事は、個別指導において請求できない療養費請求が見受けられた場合は、当該指摘事項と同様の請求について自主点検のうえ、保険者へ返還するよう指導する。(併せて一部負担金の過払い分を患者に返還するよう指導する。)

3 監査

○ 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止する。

受領委任の取扱いが辞退されていた場合又は施術所が廃止されていた場合であっても、監査に準じた取扱いが行われる。また、不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、中止相当の取扱いが行われる。

(1) 監査の内容

近畿厚生局長及び府県知事は、療養費の請求内容が不正又は著しく不当なものであるとの疑義を認める事例について、事実関係の有無の確認をはじめ、その他、療養費の請求内容が妥当適切であるかについて、関係書類を検査する。

(対象)

- ・ 療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであるとの疑義が認められる柔道整復師
- ・ 個別指導の結果、監査の対象となった柔道整復師又は正当な理由がなく個別指導を拒否した柔道整復師
- ・ 柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、客観的な証拠に基づき療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとして情報提供があった柔道整復師

(2) 監査後の措置

近畿厚生局長及び府県知事は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、次の基準により受領委任の取扱いを中止する。

(受領委任の中止の基準)

- ・ 故意に不正又は著しい不当な療養費の請求を行ったもの
- ・ 重大な過失により、不正又は著しい不当な療養費の請求をしばしば行ったもの

※ 近畿厚生局と府県は、不正又は不当な請求を行った柔道整復師に対し、その返還すべき金額（請求時から原則として5年間を経過しないものをいう。）を速やかに保険者に返還するよう指導する。（併せて一部負担金の過払い分を患者に返還するよう指導する。）

(3) 受領委任の取扱いを辞退又は施術所が廃止されていた場合

近畿厚生局及び府県は、柔道整復師による療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるとの疑義が認められた場合は、辞退又は廃止後であっても、上記（1）の取扱いに準じた取扱いを行う。

この結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合には、受領委任の取扱いを中止すべき案件である旨の意思決定を行う。

4 適正な取扱いのために

- 近畿厚生局及び府県には、患者等からの情報が数多く寄せられている。
- 保険施術の取扱いについて熟知したうえで、施術録に、施術の事実を、正確かつ詳細に記載し、適正に請求を行う必要がある。
- ルールを守り、適切な請求をすること！

(1) 患者からの情報の例

- ・ 肩こりや腰痛などの慢性疾患を保険施術している
- ・ 保険者から送付された医療費通知に記載されている内容と、実際に施術を受けた日数や金額が相違している
- ・ 説明もなく白紙の用紙に記名押印を求められた
- ・ マッサージで保険請求している
- ・ 自費での矯正や整体について保険請求している
- ・ 一部負担金の徴収を行っていない。または定額徴収が行われている
- ・ 無資格者が施術している

(2) 受領委任の中止となった場合のダメージ

(経済的ダメージ)

- ・ 不正・不当に請求した療養費は、全額保険者に返還する必要がある。
なお、返還金を納付しない場合は、受領委任の取扱いができない
- ・ 受領委任の取扱いによる療養費請求が原則として今後5年間行えなくなる

(社会的ダメージ)

- ・ 受領委任の取扱いが中止された場合は、報道機関への公表が行われる
- ・ 柔道整復師法上の行政処分の対象となる場合がある
- ・ 刑事告発の対象となる場合がある

(3) 適正な取扱いのために最低限求められること

- ・ 開設者、施術管理者をはじめ、保険施術を担当する者が、柔道整復師法等の法令、受領委任の取扱規程（協定書）の内容をはじめとして、保険施術の取扱いについて熟知すること。

(「知らなかった」は通用しない)

- ・ 施術録に、施術の事実を、正確かつ詳細に記載すること
- ・ 懇切丁寧に患者に対応すること
- ・ 適正な請求を行うこと

5 近畿厚生局管内の中止等状況

○ 近畿厚生局及び府県では、鋭意指導監査を実施している。

・ 平成 20 年 10 月以降に中止・中止相当とした件数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

125 件

・ 平成 20 年 10 月以降、監査で判明した不正・不当請求額（同上）

2 億 4683 万 7438 円

(年度別件数内訳)

- | | |
|------------|------|
| ・ 平成 20 年度 | 1 件 |
| ・ 平成 21 年度 | 10 件 |
| ・ 平成 22 年度 | 15 件 |
| ・ 平成 23 年度 | 25 件 |
| ・ 平成 24 年度 | 26 件 |
| ・ 平成 25 年度 | 14 件 |
| ・ 平成 26 年度 | 11 件 |
| ・ 平成 27 年度 | 9 件 |
| ・ 平成 28 年度 | 1 件 |
| ・ 平成 29 年度 | 4 件 |
| ・ 平成 30 年度 | 5 件 |
| ・ 令和元年度 | 4 件 |

V 参考

○ 近畿厚生局ホームページの活用

- 近畿厚生局では、柔道整復師の受領委任の取扱いに係る情報（各種通知等）を近畿厚生局ホームページにおいて随時掲載している。
- 各種届出様式も近畿厚生局ホームページからダウンロードできる。

【近畿厚生局ホームページアドレス】

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>

※ 更新を行った場合は、トップページの「お知らせ」欄にその旨を掲載しているので、随時確認してください。

(本資料でご紹介した各種通知等も掲載されておりますので、ご覧ください)

